ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2012 年 11 月 2 日

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I　Lawyer's Eye

～上海における多国籍企業の地域本部の設置～　　顧問　李　加弟

II　中国法令アップデート

- 商務部による外商投資企業に関する持分出資に関する暫定規定（商務部）
- 非上場公開会社監督管理弁法（証券監督管理委員会）
- 危険化学品環境管理登記弁法（環境保護部）
- 廃棄電気電子製品処理基金徴収製品の範囲をさらに明確にする通知（財政部等）
- 証券会社設立への外資資本参加規則（中国証券監督管理委員会）
- 証券会社子会社設立試行規定（中国証券監督管理委員会）
- 企業保管資料の保存範囲及び記録保管期限規定（意見募集稿）（国家档案局）
- 電子商取引企業資格認定基準（意見募集稿）（商務部）
- 電子契約オンライン締結プロセス規範（意見募集稿）（商務部）

III　中国万感

～大学入試の出願資格と戸籍の関係～　　顧問　杜　雲華

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅰ Lawyer's Eye
上海における多国籍企業の地域本部の設置

顧問 李 加弟

上海市商務委員会、上海市財政局、上海市人力資源社会保障局等の八つの上海市の政府機関は、「多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定についての実施意見(以下は、「上海市の実施意見」という)を 2012 年 8 月 8 日に発表した。上海市の実施意見は、2011 年 12 月 19 日付「多国籍企業による地域本部設立を奨励するに関する規定」に基づく新たな補助金や奨励金等に関する細則である。上海市の実施意見は、地域本部[1]の新規開設に対する補助金及び奨励金の支給、資金の管理、関係者の出入国及び通関の便宜の提供等の面において、多国籍企業による地域本部の設立について優遇政策を与えている。これらの優遇政策は、2017 年 6 月 30 日までである。

1. 地域本部に関する上海市の規定の変遷及び実績

上海市は、2002 年から多国籍企業による地域本部設立に関する規定を公布し、多国籍企業の地域本部設置の導入を試みてから、多国籍企業の地域本部の設立の誘致を趣旨とし、2008 年、2011 年等に数回にわたって関連規定を修正し、大きな実績を挙げた。2004 年末時点の 85 社の多国籍企業の地域本部から 2012 年 9 月末時点の 393 社まで増えている。中国大陸において多国籍企業の地域本部設置のもっとも多い都市となり、そのうち、多数の日系企業(RICOH、朝日ビール、オムロン等)も地域本部の認定を受けている。

2. 地域本部の機能

上海市において、多国籍企業の地域本部の認定を受けられるのは、外商投資企業の投資性会社又は管理性会社である。投資性会社は、申請により無条件で地域本部の認定を受けられるが、管理性会社は、認定を受けるには、親会社の資産総額が 4 億米ドル以上であることや、管理性会社の登録資本が 200 万米ドル以上であることなどの要件を満たさなければならない。投資性会社は、直接投資に従事する機能、管理性会社は、多国籍企業の統合管理、研究開発、資金管理、仕入、販売、物流及びサポートサービス等の運営機能を果たしている。地域本部は、投資・経営に係る方針の決定、資金運用及び財務管理、研究開発及び技術サポート、商品の仕入、販売及び市場マーケティングサービス、サプライチェーン管理等の物流運営、当該会社集団内部のシェアードサービス及び国外会社のアウトソーシングサービス、従業員の研修及び管理等の業務に従事することが可能である。

上海市において、多国籍企業の中国本部だけではなく、アジア本部、アジア太平洋本部設置の例もある。上海市の実施意見により、上海市において新設される多国籍企業のアジア、アジア太平

[1] なお、中央の法令である「外商投資による投資性会社設立経営に関する規定」などにおいても、要件を満たす投資性会社に与えられる「地域本部」認定に関する規定がありますが、ここでいう「地域本部」はこれとは異なるものである。

© Anderson Mori & Tomotsune

洋又はもっと広い地域の本部に対して、一定の条件に満たせば、上海市政府から一定の奨励を受けられる。

3. 北京との比較

冒頭で触れているとおり、上海市は、2002 年から外国の多国籍企業の地域本部を設立することに関する規定を公布し、多国籍企業の地域本部の設置を誘致してきた。しかし、北京は、上海よりも一歩早く、外国企業による投資を誘致するため、1999 年に地域本部に関する規定を公布し、同規定により多国籍企業の地域本部に税収、土地使用等の面について相当の優遇政策及び便宜を提供していた。上記のとおり、北京の動きは上海より早かったが、上海では、2001 年の APEC 及び 2010 年の万博の開催等が行われたことも影響しているのか、上海の地域本部の数は、2003 年から北京を超え、現在に至っている。

多国籍企業が地域本部の設置場所の選択にあたり、北京及び上海のいずれとするかを検討することもあるかと思われるが、北京と上海は、それぞれの特徴がある。

1）上海

上海において地域本部を設置した会社のうち、製造業、金融業及び商業等の伝統的な産業が多い。上海において外国銀行の中国地域本部を設置した例が北京より多かったのは、外国の金融機関に対する開放が早かったことに関係していると思われる。上海の周りには、江蘇省、浙江省等があり、これらの省は、製造能力が強いこと、産業チェーンが整備していること、企業が集まっていること等の特徴がある。また、上海は、中国の経済中心であり、港のメリットを享受することができる。

2）北京

北京において地域本部を設置している会社は、上海と異なり、通信業界又は IT 業界の多国籍企業が多い。通信業界の多国籍企業が北京を選択した理由は、通信業界の業務を開拓するうえで政府機関とのコミュニケーションが重要となる点にあると考えられる。IT 業界は、人材の確保及び大きな研究開発能力等にあると考えられる。北京は、中国の政治、文化、科学技術、情報の中心であり、政府機関とのコミュニケーションの便宜、航空及び鉄道等のメリットを享受することができる。日系企業のうち、北京において地域本部を設置したのも数多くあり、例えば、NTT、AEON 等がある。

日系企業は、地域本部の設立にあたり、上海か北京かを検討する際は、自らの業界に合わせて、それぞれのメリットとデメリットを分析し、決定するのが適切であると思われる。

© Anderson Mori & Tomotsune

II　中国法令アップデート

弁護士　石黒　昭吉

最新中国法令の解説

＜持分出資＞
商務部による外商投資企業に関する持分出資に関する暫定規定（商務部）
［ポイント］ 本規定は、持分出資による外商投資企業の設立、変更及び増資の手続について定めたものである。名称は異なるが、2011 年 5 月 4 日に公表された「外商投資企業持分出資に関する管理弁法（意見募集稿）」と規定内容が類似しており、この意見募集稿が制定法となったのが本規定であると思われる。本規定では、意見募集稿に引き続き、持分出資による登録資本の増加額は、持分の評価額を上限とすることが定められた。また、不動産企業の持分を出資対象としてはならないことや、中国国内投資者が保有する外商投資企業の持分（中外合弁企業の中国側投資者保有持分などがこれに該当するものと思われる。）を内資企業に出資する際にも、本規定第 4 条（出資対象とすることができない持分）の規定に従うべきことなどが新たに定められている。
（2012 年 9 月 21 日公布、同年 10 月 22 日施行）（商務部令〔2012〕第 8 号）
［原文］ 商务部关于涉及外商投资企业股权出资的暂行规定

＜会社＞
非上場公開会社監督管理弁法（証券監督管理委員会）
［ポイント］ 本弁法は、「会社法」、「証券法」などに基づき、非上場公開会社の監督管理について定めたものであり、2012 年 6 月 15 日に公表された「非上場公開会社監督管理弁法（意見募集稿）」が正式に制定されたものである。本弁法にいう非上場公開会社とは、証券取引所に株券を上場していないが、(1)株式の特定の対象に対する発行や譲渡により株主の累計が 200 名を超すか、又は(2)株式を公開方式で公衆に対して公開譲渡する株式会社である。本弁法は、非上場公開会社のコーポレットガバナンス及び情報公開を要求しており、株式の公開譲渡、特定の対象に対する譲渡、特定の対象に対する発行の手続をそれぞれ明確化させている。また、非上場公開会社の買収があった場合、買収者は、買収終了から 12 ヶ月は株式を譲渡してはならないことなどが規定されている。
（2012 年 9 月 28 日公布、2013 年 1 月 1 日施行）（中国証券監督管理委員会令第 85 号）
［原文］ 非上市公众公司监督管理办法

＜危険化学品＞
危険化学品環境管理登記弁法（環境保護部）
［ポイント］ 本弁法は、「危険化学品安全管理条例」に基づき、危険化学品（別途制定されている「危険化学品目録」に記載されている劇毒化学品などを指す。）の生産使用企業や輸出入企業に対し、環境保護部門に対して環境管理登記を行い、危険化学品生産使用環境管理登記証を取得すべきことやその手続について定めたものである。危険化学品環境管理登記は、同条例第 6 条 4 号、第 98 条 2 項などにより言及されていたが、その具体的な手続は明らかにされていなかっ

© Anderson Mori & Tomotsune

た。本弁法はこれを具体化するものといえる。なお、既存の危険化学品の生産使用企業も、本弁法施行後 3 年以内に危険化学品環境管理登記を行うべきことが定められており、注意を要する。
(2012 年 10 月 10 日公布、2013 年 3 月 1 日施行)
[原文] 危险化学品环境管理登记办法（试行）

＜中古電気製品管理＞
廃棄電気電子製品処理基金徴収製品の範囲をさらに明確にする通知(財政部等)
[ポイント] 本通知は、「廃棄電気電子製品処理基金徴収使用管理弁法」が定める破棄息電気電子製品処理基金の徴収範囲をより詳細に定めるものである。廃棄電気電子製品処理基金納付金は、一定の家電製品の製造者などに 2012 年 7 月 1 日から納付が義務付けられるようになったものである。本通知では、容積が 50 リットル未満の車載冷蔵庫などが納付金対象適用外とされている。
(2012 年 10 月 15 日公布、2012 年 7 月 1 日施行(遡及適用))(財綜〔2012〕80 号)
[原文] 关于进一步明确废弃电器电子产品处理基金征收产品范围的通知

＜証券会社＞
証券会社設立への外資資本参加規則(中国証券監督管理委員会)
証券会社子会社設立試行規定(中国証券監督管理委員会)
[ポイント] 本規則、規定は、証券会社に対して外資が資本参加する場合の条件・手続を定めた「証券会社設立への外資資本参加規則」と、証券会社の証券子会社の設立や経営を規律する「証券会社子会社設立試行規定」の改正法である。改正内容は、8 月 24 日に公表された意見募集稿と完全に同一である。前者は証券会社に対する外資の出資比率の上限を現行の 33 パーセントから 49 パーセントに引き上げている。また、後者は、証券子会社の経営範囲の拡張の認可に必要な条件を、現行法の「5 年以上の経営の継続かつ直近 3 年に重大な法令違反がないこと」から、「2 年以上の経営の継続かつ信用良好で直近 2 年に重大な法令違反がないこと」に改めている。
(いずれも 2012 年 10 月 11 日公布、施行)(証監会令第 86 号、証監会公告[2012]27 号)
[原文] 外资参股证券公司设立规则、证券公司设立子公司试行规定

＜証券会社＞
企業保管資料の保存範囲及び記録保管期限規定(意見募集稿)(国家档案局)
[ポイント] 本規定(意見募集稿)は、「保管資料法」(中国語:「档案法」)、「保管資料法実施弁法」に基づき、中国国内で設立された企業について、保管資料の保管義務を定める規定である。本弁法では、文書の種類に応じて保管期限を永久、30 年又は 10 年と定めており、例えば、企業の設立、再編、解散等の重大事項に関する文書、株主会や董事会議事録、決算書類などを永久保管に分類している。なお、外商投資企業の保管資料については「外商投資企業保管資料管理暫定規定」(1994 年 12 月 29 日公布、施行)が既に存在しているが、同規定は個々の文書の保管期限を定めてはいなかった。本規定は、中国国内で登録され設立された企業を対象としているため、外商投資企業も対象としているものと理解できる。外商投資企業も本規定の制定の動きに注意する必要があるものと思われる。
(意見募集期間:2012 年 10 月 8 日～2012 年 11 月 9 日)
[原文]企业文件材料归档范围和档案保管期限规定（征求意见稿）

＜電子商取引＞
電子商取引企業資格認定基準(意見募集稿)(商務部)
[ポイント] 本基準(意見募集稿)は、電子商取引企業に適用される国家基準である。本基準は、電子商取引企業及び商業モデル(電子ビジネスサービス、電子ビジネス活動など)の定義づけなどが行われている。
(意見募集期間:2012 年 10 月 10 日～2012 年 10 月 20 日)

© Anderson Mori & Tomotsune

[原文]《电子商务企业资质认定标准》（征求意见稿）

電子契約オンライン締結プロセス規範(意見募集稿)(商務部)
[ポイント] 本規範(意見募集稿)は、電子商取引における契約の締結について定めるものである。本規範は、電子契約の保存期間が締結から 5 年を下回らないことや、情報の秘密保持義務の強化などを定めている。
(意見募集期間:2012 年 10 月 10 日～2012 年 10 月 20 日)
[原文]《电子合同在线订立流程规范》（征求意见稿）

© Anderson Mori & Tomotsune

中国万感

【大学入試の出願資格と戸籍の関係】

顧問　杜　雲華

90 年代以降の改革開放と経済成長に伴い人口の流動性は増加したが、戸籍の変更、特に、地方から北京や上海といった大都市の戸籍への変更することは非常に困難と言われている。このことから大学入試における地方間の格差が生じていると言われている。

中国では、大学入試の出願は原則として戸籍所在地で行なわなければならない。そのため、親と同居して小・中・高と例えば北京で勉強した子も、大学入試は戸籍所在地に戻り受験しなければならない。
各大学の入学定員は直轄市・省ごとに設定されており、例えば北京大学は定員の約 20%が北京戸籍者に割り当てられている。そのために、北京でずっと勉強してきた子が北京大学を受験した場合、北京戸籍を持つ同級生と競争倍率が異なるということが生じる（北京戸籍の学生の倍率が低いのが通常である。）。
また、北京と地方では学習内容が異なる場合もあり、入試で良い成績を取れないこともある。そのために子を小学校や中学校の段階から戸籍所在地に住ませて現地の学校に通わせる親もいるが、長期間親と離れて暮らすことが子の成長に悪影響を与えるという問題も生じている。

これらの問題は幅広い関心を集めており、中央政府も対応を検討している。今年 8 月には、国務院から各直轄市・省に対し戸籍を持たない受験生が実際の居住地での入試に参加する際の取扱いを本年末までに制定することが要求された。他方で、主に大都市の戸籍を有する者から、現状より不利に取り扱われることへの反発も生じている。

一般論としては、教育を受ける機会が平等に保障されることは国民としての権利であるが、制度変更には既得権を持つ人たちとの調整が必要となり、単純な問題ではない。この問題が適切に解決されることを期待したい。

© Anderson Mori & Tomotsune

◆TOPICS◆

【セミナー・講演】

2012 年 10 月 15 日、16 日、17 日
当事務所のパートナー、古田啓昌弁護士、森脇章弁護士、アソシエイト、井上葵弁護士が、15 日(大阪)、16 日(東京)、17 日(名古屋)に、三菱東京 UFJ 銀行が主催する「グローバル経営支援セミナー」において、講師を務めました。森脇弁護士は「企業として今できること、将来に向けてすべきこと」と題する講演を行い、中国ビジネスでの法的留意点や紛争対応について解説しました。古田弁護士、井上弁護士が担当した「中国ビジネスにおける投資仲裁の可能性　日本企業による日中韓投資協定の活用」では、今年署名された日中韓投資協定について、解説を行いました。いずれの講演も定員(大阪及び名古屋会場は 100 名、東京会場は 200 名の定員)を超え、総勢 500 名近くの聴講者が参加し、メディアでも取上げられる等、中国への関心の高さが目立ちました。

2012 年 10 月 19 日
当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士が、「中国における身近な贈収賄の事例と対応」と題するセミナーを大阪商工会議所にて開催し、中国における公務員に対する贈収賄や商業賄賂の最近の摘発事例とともに、そのコンプライアンス対策について概説しました。

【論文・著書】

2012 年 10 月 17 日
当事務所ウェブサイトに、ニュースレター「日本企業による香港証券取引所への上場」が掲載されました。
詳細は下記リンクからご覧いただけます。
http://www.amt-law.com/pdf/bulletins10_pdf/121017.pdf

2012 年 10 月 22 日
朝日新聞オンライン「法と経済のジャーナル　Asahi Judiciary」上での当事務所弁護士による連載「企業法務の窓辺」の第 40 回として、森脇章弁護士が執筆した記事が掲載されました。朝日新聞オンライン「法と経済のジャーナル　Asahi Judiciary」において、当事務所の弁護士による連載「企業法務の窓辺」が掲載されています。同連載は、法律家の目から見た身辺雑記的なエッセイ(コラム)になっています。 この連載の第顧客 40 回として、当事務所のパートナー、森脇章弁護士が執筆した記事が掲載されました。
「新興国の現場をネットワークで駆ける弁護士の「忙中に閑あれ！」」(2012 年 10 月 22 日)
詳細は下記リンクからご覧いただけます。
http://http://astand.asahi.com/magazine/judiciary/fukabori/2012101800006.html

2012 年 10 月 25 日
当北京事務所の李加弟及び中川裕茂が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)の上海分会と華南分会への授権取消と契約及び仲裁の実務における今後の影響」(「ザ・ローヤーズ」 2012 年 10 月号)

2012 年 10 月 29 日
当事務所のパートナー、森脇章弁護士が 2012 年 10 月 11 日に、日本経済新聞社の主催するシンポジウム、「新興国リスクに立ち向かう～ネクスト・フロンティアへ
の備え」において行った、アジア進出に関するリーガルリスクマネジメントに関

© Anderson Mori & Tomotsune

する講演が、2012 年 10 月 29 日の日本経済新聞において紹介されました。最近関心の高いミャンマーへの投資に関する最新法令情報の他、中国その他のアジア諸国におけるリーガルリスクの共通点、相違点などについて、解説を行ったことが詳しく紹介されました。

※お詫びと訂正

ニュースレター10 月 25 日号に掲載しました「中国相談室」に、「政府情報公開行政事件の審理に関する若干問題の規定」が未公布である旨を記載しましたが、同規定は 2011 年 7 月 29 日に公布され、同年 8 月 13 日に施行されております（ウェブサイトには、すでに修正を行ったニュースレターを再掲載しております。こちらをご覧いただけますと幸いです。）。お詫びのうえ訂正いたします。

© Anderson Mori & Tomotsune

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然

CONTACT INFORMATION

IZUMI
GARDEN

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー38 階(総合受付)
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com

安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law2.com
URL: http://www.amt-law.com/

© Anderson Mori & Tomotsune